

事 務 連 絡
令和2年（2020年）6月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を含む）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課長 山 口 利 之

道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおける利用定員緩和の予定について

道立青少年体験活動支援施設ネイパルについては、令和2年（2020年）5月28日付け教生第180号で北海道教育庁生涯学習推進局長からお知らせしたとおり、6月1日から日帰り利用、6月21日から宿泊利用を再開していますが、各施設では、利用者の皆様に御協力いただき、「新北海道スタイル」の実践や感染拡大防止に向けた取組を進めています。

現在、利用定員を制限しながら受け入れているところですが、今後、より多くの学校や団体に安全・安心に施設を御利用いただけるよう、現在の感染拡大防止の取組について成果や課題を整理した上で、次のとおり利用定員の緩和を予定していますので、お知らせします。

これまで、利用定員等の都合で、キャンセルや延期、分散実施等の対応をいただいた学校や団体におかれましては、利用定員緩和後であれば、利用日によっては変更等の対応が可能な場合がありますので、各施設にお問い合わせいただくようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、所管する学校及び社会教育関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 利用定員の緩和

(1) 日帰り利用

令和2年（2020年）7月10日以降の利用から、「おおむね50人以下」としていた日帰り利用の定員の制限を解除します。

(2) 宿泊利用

令和2年（2020年）8月21日以降の利用から、宿泊利用の定員を「50人以下」から「おおむね100人以下」とします。

2 その他

(1) 上記1の緩和については、ソーシャルディスタンスや「3つの密」を避ける取組の徹底を前提としていますので、利用申込みに当たっては、宿泊利用、日帰り利用ともに活動内容について施設職員に御相談いただきますようお願いいたします。

(2) 利用定員緩和の正式な決定については、令和2年（2020年）8月上旬を目途に改めて通知する予定です。

(3) 道内の感染者発生状況等により、予定どおり利用定員を緩和できない場合がありますので御承知おきください。

社会教育施設係
担当：本田
電話：011-204-5743